

出資等適正化調査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年12月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

出資等適正化調査委員会規程の一部を改正する訓令

出資等適正化調査委員会規程（昭和43年岩手県訓令第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 県が<u>民法（明治29年法律第89号）第34条に規定する法人及び株式会社</u>に対して行う出資及び損失補償（以下「出資等」という。）の適正化に関する事項並びに県が出資等をしている法人の運営の適正化に関する事項を調査審議するため、出資等適正化調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 県が<u>一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社</u>に対して行う出資及び損失補償（以下「出資等」という。）の適正化に関する事項並びに県が出資等をしている法人の運営の適正化に関する事項を調査審議するため、出資等適正化調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成20年12月19日から施行する。